

年次有給休暇を活用して 茨城県の魅力に触れよう!

年次有給休暇を取得して、
家族と過ごしたり、地域の魅力を満喫したり、
新しい働き方・休み方をはじめましょう。

Work &
Refresh



国営ひたち海浜公園／ひたちなか市



ダイヤモンド筑波／筑西市



鹿島港の夜景／鹿嶋市・神栖市



帆引き船／霞ヶ浦

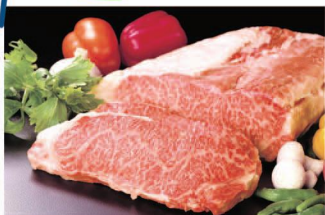


袋田の滝／大子町



よく働いて！ しっかり休む！ 年次有給休暇を活用して 新しい暮らしを始めませんか！

Point 1 いばらきの肉・魚



常陸牛



北茨城のあんこう

Point 2 いばらきの野菜



江戸崎のかぼちゃ



土浦のれんこん

Point 3 いばらきの果物



銚田のメロン



筑西・桜川のこだますいか

Point 4 いばらきの名産



納豆



干しいも

地域のイベントや自治体活動にあわせて有給休暇を取得しましょう！

年次有給休暇の取得は、労働者の心身の健康増進や、モチベーションアップ、生産性向上による企業のメリットだけではなく、地域活動への参加の機会が拡がり、地域社会の活性化に繋がります。誰もが暮らしやすい茨城県の実現のために、年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう！

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

① 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

【例1】年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

【例2】年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

② 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。